

日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定について

建築基準法第56条の2第1項の規定により、熊本県が指定する対象区域等は以下の通りです。

※熊本市・八代市については、各市にお問い合わせください。

熊本県建築基準条例(抜粋)

第24条の2 法第56条の2第1項の規定により指定する対象区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について、同項の規定により法別表第4(は)欄の高さのうちから指定する高さは同表の中欄に掲げる高さとし、同項の規定により法別表第4(に)欄の号のうちから指定する号は同表の右欄に掲げる号とする。

対象区域	法別表第4(は)欄の高さ	法別表第4(に)欄の号	
第一種低層住居専用地域の全域 第二種低層住居専用地域の全域	1.5メートル	(2)	ア)4時間 イ)2.5時間
第一種中高層住居専用地域の全域 第二種中高層住居専用地域の全域	4メートル	(2)	ア)4時間 イ)2.5時間
第一種住居地域の全域 第二種住居地域の全域 準住居地域の全域	4メートル	(2)	ア)5時間 イ)3時間

凡例:ア)敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間
イ)敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間

※上記の条例より、建築基準法別表第4(い)欄の中の「近隣商業地域」、「準工業地域」、「用途地域の指定のない区域」の3つについては、熊本県では対象外となります。